

平成16年に被災した自動車に係る自動車重量税の還付の特例に関する法律案要綱

1 趣旨（第1条関係）

この法律は、平成16年に風水害、震災等の災害が多発したため、これらにより自動車の使用の廃止を余儀なくされ、使用済自動車に係る自動車重量税の還付の制度の実施を翌年に控えその適用を受けることができなくなった者が多数生じている状況にかんがみ、被災自動車について、自動車重量税の還付の特例を定めるものとする。

2 定義（第2条関係）

この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

災害 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第1条に規定する災害をいう。

自動車 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第1項に規定する自動車をいう。

被災自動車 平成16年1月1日以後に発生した災害による被害を受けたことにより使用の廃止がされた自動車（政令で定めるところにより使用の廃止がされた自動車に限る。）であって、同年12月31日までに使用済自動車としての引渡しがなされ、又は滅失したもののうち、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第8条第1項に規定する被災自動車以外のものをいう。

3 被災自動車に係る自動車重量税の還付（第3条関係）

- (1) 自動車検査証の交付等を受けた自動車のうち、自動車検査証の交付等を受けた際に当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日前に2 の政令で定めるところにより使用の廃止がされた被災自動車については、当該自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を、当該被災自動車の所有者に（当該所有者が当該被災自動車に係る自動車重量税の納税者でない場合にあつては、当該被災自動車につき当該所有者が自動車重量税を納付したものとみなして、当該所有者に）還付するものとする。ただし、還付を受けようとする者が、当該被災自動車の処理に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は特定

製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の規定に違反しているときは、この限りでないものとする。

(2) (1)により還付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、政令で定める事項を記載した申請書を、政令で定める場所の所轄税務署長に提出しなければならないものとする。

(3) (1)による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さないものとする。

4 施行期日（附則関係）

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。